

文化・スポーツクラブ会長
市民図書室運営委員会代表

横浜市教育委員会事務局
学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第9報】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

令和2年6月19日付教学第481号通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第8報】」にてお知らせしました学校開放事業の再開時期について、次のとおり通知します。

学校開放事業については、学校教育活動を優先し7月31日（金）までを準備期間としたうえで引き続き中止としているところですが、感染防止に最大限の注意しつつも日常生活の回復に努める全市の状況等を鑑み、集団感染のリスクが高い密閉、密集、密接の3つの条件が重なる可能性の少ない校庭等の屋外施設を、**万全の感染症対策が取られていると学校が認めた場合に限り、7月19日（日）以降の日曜日・祝日に再開することを可能**とします。

屋外施設 再開可能日	7月19日（日）、23日（祝）、24日（祝）、26日（日）
---------------	-------------------------------

なお、学校教育や放課後児童育成事業で使用する可能性のある平日、土曜日の屋外施設の開放および、集団感染のリスクが高い体育館や格技場、特別教室等の屋内施設は、引き続き**8月1日（土）以降の再開**としてください。

各学校では、授業や部活動など教育活動を行うため細心の注意を払い感染防止対策を行っているところです。学校開放事業においても、屋外施設であっても、他の人と距離を取る、近距離での会話や大声での発声を避ける、児童生徒と共用となる部分（手洗い場やトイレなど）の消毒など**感染防止対策を徹底**して行ってください。

【再開にあたっての留意点】

- ★令和2年6月19日付教学第481号通知を必ず確認し、必ず学校と事前調整を行ってください。
※チェックシートは屋外施設と屋内施設など利用場所ごとに分けて作成して問題ありません。
- ・学校運営や地域の状況によっては、引き続き学校開放事業は中止となる場合があります。また、感染防止対策が万全でない場合も、中止になることがあります。
- ・開放の中止や使用許可の取消しなど、学校の指示に従ってください。

市民の皆様に対して横浜市のホームページ（学校開放事業とは）において広報いたしますが、各利用団体及び利用者へ周知いただきますよう、よろしくお願います。

なお、状況が変わりましたら別途通知させていただきます。

学校支援・地域連携課
地域連携係

TEL 671-3278